

水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託公募型プロポーザル 質問回答書(2)

資料名	ページ	質問内容	回答
業務水準書	3	<p>16. 消耗品等は乙負担となっていますが、委託者使用のために設置した消耗品(プリンタートナーなど)は含めず、受託者使用のために設置した消耗品という解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
	10	<p>11. (1) 「甲が作業を行うための端末機器等を準備」となっています。委託者及び受託者が現在使用されているパソコン・プリンター・ハンディターミナル・クレドール・OCRなどの台数をそれぞれご教示ください。また、今回の業務委託により必要となる台数もあわせてご教示ください。</p>	<p>現在使用している端末機器等の台数は、次のとおりです。 委託者(甲):パソコン4台、プリンター2台 受託者(乙):パソコン27台、プリンター3台、ハンディターミナル 52台、OCR1台 今回の業務委託により必要となる台数は、受託者の裁量です。ただし、委託者(甲)へは現在と同数を配置するものとします。</p>
	10	<p>11. (5) プログラムの変更は、変更内容についてその都度協議となっていますが、変更にかかる費用は委託者に負担いただくという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>料金改定や消費税法の改正などに基づくプログラムの変更にかかる費用は、原則として受託者の負担となります。その他の変更にかかる費用については、甲乙協議の上、決定するものとします。</p>